

リトルマザーグース保育園 重要事項説明書（小規模保育事業所用）

保育の提供の開始にあたり、当園より説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業所運営主体

名 称	一般社団法人 わらし屋
所 在 地	沖縄県中頭郡北谷町字桑江 3 2 8 - 4
電 話 番 号	0 9 8 - 9 7 9 - 7 8 0 0
代表者氏名	代表理事 屋比久 悦子

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所 A 型
施 設 の 名 称	リトルマザーグース保育園
施 設 の 所 在 地	沖縄県中頭郡北谷町字桑江 3 2 8 - 4
連 絡 先	Tel 0 9 8 - 9 7 9 - 7 8 0 0
管 理 者	園長 屋比久 悦子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満 3 歳未満の小学校就学前児童
利 用 定 員	満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 1 3 人 満 1 歳未満の児童 6 人
開 設 年 月 日	平成 2 8 年 6 月 1 日
事 業 所 番 号	3 1 0 0 3

3 事業所の目的・運営方針

リトルマザーグース保育園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、適切な保育事業を行うことを目的とします。

- (1) 入園する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行い、生きる力の根っこを培う事を理念とし、**子どもの心に寄り添い、子どものやりたいを保障する**事を方針としております
- (3) 家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園では、「北谷町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 2 6 年 1 0 月 2 8 日条例第 1 6 号）」の定める基準を遵守し事業を実施します

4 施設・設備等の概要

(1) 敷地

敷 地	敷地全体	1 4 6 m ²
	園 庭	3 0 . 0 7 m ²
園 舎	構 造	木造 2 階建地階 RC 造
	延べ床面積	1 6 5 . 1 3 m ²

(2) 主な設備

乳児室 1 室	ほふく室 1 室	保育室 2 室
調理室 1 室	事務室（医務室）1 室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 2 9 年 3 月 3 1 日厚労告 1 1 7）に基づき、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

特定地域型保育及び延長保育の提供

下記に記載する時間において保育を提供します。

6 保育を提供する日・時間

開 園 日	月曜日から土曜日
開 園 時 間	平日 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0
保育標準時間認定	延長保育 1 8 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0
保育短時間認定	平日、土曜日 8 : 3 0 から 1 6 : 3 0 延長保育 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0、1 6 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0
休 園 日	年末年始（1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日）及び祝祭日 協慰霊の日、旧盆（ウークイ）、年度末 3 月 3 1 日
協力願い	親子レク、運動会、お招き会等、卒園式等の行事の後 旧盆（ウークイ）園内外研修の日（毎月第 3 土曜日の午後予定）

※ 延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。

※ 土曜日の午後の保育利用につきましては、利用申込書が必要となります。

7 食事の提供

(1) 食事の提供方法：自園調理。保育を提供する日は、毎日園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0 歳児 ひよこぐみ	8 時 0 0 分頃	1 0 時 3 0 分頃	1 5 時頃
1 歳児 ペんぎんぐみ	8 時 0 0 分頃	1 1 時頃	1 5 時頃
2 歳児 うさぎぐみ	8 時 0 0 分頃	1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃

(2) 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) 月 1 回お誕生会や遠足などお弁当の持参をお願いする日があります。

(4) 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。その際は、

医師による指示書の提出が必要です。

(5) その他衛生管理等

調理従業職員の健康管理を徹底しています。日々の衛生管理、検便検査の実施（毎月１回）

８ 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤
園 長	保育園の管理運営を統括します。また苦情受付者として苦情の解決にあたります	1	1	
保育士	保育計画に基づき保育を行い、家庭との連絡業務を行います。	8	6	2
保育補助員	保育士と共に、保育業務を行います。	3	1	2
調理員	給食の調理等を行います。	1	1	1

＜各職種の勤務体系＞

	勤務体系
職 員	勤務時間帯（７：３０～１９：３０）のうち８時間シフト制

ローテーションにより、保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

９ 利用料金

特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

(1) 支給認定証の発行を行った北谷町が定める利用者負担額（月額保育料）を当園の銀行の口座振替にてお支払いいただきます。転居等やむを得ない理由により月の途中で退園する場合には在籍日数を日割計算にて算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費分）

(1) に掲げる利用者負担額その他、別紙に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

１０ 利用の開始に関する事項

当園は、北谷町から特定地域型保育の実施について、要請を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じるものとします。

(1) 利用要請があった３号認定子どもの数及び当室を現に利用している園児の総数が、利用定員の総数を上回る場合

１１ 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 園児が満３歳に達したとき（ただし、満３歳に達した年度の３月３１日までは保育を提供いたします）。

(2) 支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなった時。
その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1 2 連携施設

当園は、特定地域型保育を適正に実施し、かつ継続的に提供できるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

- (1) 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援及び行事の参加。
- (2) 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入。
- (3) 職員の病気、休暇等、必要に応じて代替保育の提供。

連携施設

運 営 主 体	社会福祉法人温和会 絆保育園
所 在 地	沖縄県中頭郡北谷町字吉原 7 1 6 - 2
電 話 番 号	0 9 8 - 9 2 6 - 3 6 0 0

- ※ 当園の卒園 1 2 月頃迄に、卒園後の利用希望を確認させていただきます
その際、連携施設となっている絆保育園への入園を希望される場合は、
優先的に入園することが可能です。
- ※ 連携施設の絆保育園へ入園希望される場合も、再度お住まいの市町村へ
の利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園
に入園できない場合もありますので御了承ください。

1 3 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

- (1) 小児科

医療機関の名称	医療法人至政会 嘉数医院
医 院 長 名	嘉数 朝一
所 在 地	沖縄県沖縄市諸見里 1 - 2 6 - 2
電 話 番 号	0 9 8 - 9 3 0 - 0 0 9 0

- (2) 歯科

医療機関の名称	ハンビー歯科クリニック
医 院 長 名	新垣 斉
所 在 地	沖縄県中頭郡北谷町字北前 1 - 1 9 - 9
電 話 番 号	0 9 8 - 9 2 6 - 1 8 1 8

1 4 緊急時の対応

- (1) 保育提供時に、園児に病状の急変、事故等その他緊急事態が発生した場合、
速やかに嘱託医又は園児の主治医等及び保護者緊急連絡先へ連絡すると
共に必要な措置を講じます。
- (2) 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに
事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます
- (3) 保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、園児に対する損害
賠償を行います。

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める，消防計画書により対応いたします。
建物の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 無 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 無 ・非常用電源 有 ・消火器 有 ・その他，カーテン，敷物，建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難訓練を毎月1回実施します。(火災・地震・津波)
避難場所	1F 駐車場、桑江体育館、ちやたんニライセンター 緊急時は、「コドモン」にて一斉配信または電話連絡致します

16 要望・苦情等に関する相談窓口

※ 当園では，要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談窓口	・担当者 屋比久悦子 ・利用時間 10:00～17:00 ・TEL098-979-7800fax098-989-4114 携帯 090-8292-0087	
第三者委員	民生委員	① 村上 佐代子 090-4773-6124
		② 崎原 栄子 080-3185-7455

※当園では，上記の他、園内に要望・苦情等に係るご意見箱を設置しています。

17 虐待防止のための措置

- (1) 当園は、園児の人権の養護及び虐待防止を図るため、(児童虐待の防止等に関する法律第6条)に基づき、責任者の設置、その他必要な体制を行うと共に職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

18 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動，営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

※ 当該重要事項説明書に定めるものの他、入園、利用にあたっての詳細な留意事項については、「入園のしおり」「進級にむけて」に掲示するものとします。

別紙 利用者負担金

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
園外活動費	公共交通機関、入場料等	実費
体育着代	保育活動（希望者のみ）	上 1,470 円、下 1,410 円
帽子代	保育活動（希望者のみ）	880 円
アルバム代	卒園アルバム作成（入園時に 1 回）	1,200 円

※金額は若干異なる場合があります。

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 時間外保育に係る利用者負担金

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

1 時間毎 300 円

※月上限額 3,000 円

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

30 分毎 150 円

※ 当園は，上記費用の支払を受けた場合は，領収証を交付いたします。

重要事項説明書についての同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：リトルマザーグース保育園

説明者名：施設長 屋比久 悦子

私は、本書面に基づいてリトルマザーグース保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：

児童名

個人情報使用同意書・肖像権及び個人情報保護誓約書

一、入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、
以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- 連携施設その他教育・保育施設（認定こども園、幼稚園又は保育園・保育所）
へ円滑な移行が図れるよう、卒園に当たり入園する予定の施設との間で情
報を共有すること
- 他の保育園（所）等へ転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍す
る場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと
- 写真、動画など園において撮影された映像を掲示または、アルバムなどに掲
載すること。

二、他園児及びその家族に係る個人情報等は、貴園に許可なくSNSに投稿する
等、肖像権を侵害する行為は一切しないことを誓約します。

一般社団法人わらし屋 リトルマザーグース保育園

園長 屋比久 悦子 様

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：